

発議案第1号 我孫子市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について大綱質疑

私は定数の見直しに関して、反対するものではありません。しかし、今回のやり方に対しては多くの疑義があります。それを確認させていただきます。

まず、1点目は、「議会の規範」である議会基本条例の重みを、どのように考えているのか？という点です。

我孫子市議会では、昨年12月議会において、全員一致で「議会における規範」である議会基本条例を制定しました。特に日暮議員は、議会改革特別委員会の委員としてこの条例案の策定に努力され、全員協議会で全議員にこの条例を提案した当事者であります。そして、もちろん、この条例に賛成しております。当然、この条例の重要性、重みを十分認識していらっしゃると思います。

この条例の第23条には「条例の位置付け」が書かれています。

1項では、『この条例は、議会における規範とする。』と明記されています。

また、2項では、「議会は、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。」と定められています。

そして、議員定数の見直しに関しても、第21条、第2項に、「議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。」と定められています。

定数の見直しに当り、議会基本条例の策定に中心的に係り、賛成したのものとして、何故、この条例に従って見直しをしようとならないのか？お答えください。

質問の第2は、何故、改選前のこの時期に発議案として提案するのか？という点です。

議長と共に議会を正しく導くべき責任ある副議長という職責にある方が、自ら率先して議会の規範である議会基本条例の規定に従わないとは考えられません。

しかし、議員定数の見直しに当って、この条例に従うとすれば、公聴会や参考人制度等を十分に活用して市民の意向を把握しなければならないことになっていますが、改選前のこの時期では、時間的に無理です。それがお分かりになっているのに、何故、この時期に発議案を提出するのか疑問に思います。

議会基本条例に則り、きちんとした手続きを踏んで、定数削減をする機会として、3月議会、6月議会がありました。副議長として何故、提案されなかったのでしょうか？

何故、市民の声を把握できないこの時期にきて提案されたのでしょうか？お聞かせください。

質問の第3は、先日行われた議会運営委員会での委員長の提案に何故、賛成しないかという点です。

議会として、市民の声を真摯に受け止めることは重要なことでもあります。

また、議員として、市民と約束した公約を実現しようと努力することも大切なことでもあります。

しかし、議会は様々な市民の声を反映させるために、さまざまな意見を持った議員が集まる合議制の場です。その議会において、今後の議会のあり方を明確にし、議会機能の充実と議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意して議会の規範である議会基本条例を策定しました。

法令順守を旨とする議員として、議会の規範である基本条例に反する行動をすることはできません。

そこで、先日、委員長の提案があったのだと思います。

提案の最後の部分には、『議運として結論が出せない以上、発議案の意向を考慮しながら、議員定数の問題・報酬の問題も含め、改選後の議運に申し送り、議会基本条例の規定に基づいて、市民の意向を十分把握し、改選後2年を目途に結論を出していただくようお願いしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。』というものでした。

日暮議員の会派以外の議運のメンバーは全てこの提案に賛成されましたが、この提案に反対された理由をお聞かせください。

質問の第4は、削減数2という数の根拠についてです。

議会基本条例に従った、公聴会や参考人制度等を十分に活用し、市民の意向を把握していない段階で、削減数2という数はどこから出てきたのでしょうか？

議員定数を考える場合、まずは、どんな議会を目指すのかという議論があるべきです。少数精鋭の議会にすべきという場合には、削減数は2以上になると多いと思います。

また、できるだけ民意を反映するために、議員数を多くして、議員報酬は下げるという考えもあると思います。

様々なご意見があるからこそ、市民の意見を十分に聞くことが重要になるのだと思います。それをしない段階で、削減数2はどこから出てきたのか、その根拠をお聞かせください。

以上4点についてお答えください。